



## 参考資料

資料①・・・都庁 2020 アクションプラン概要

資料②・・・品川区管理する公共基準点・地籍調査図根  
点・境界標等について

◆大会時の交通混雑緩和のため、都庁自らが取り組む内容を「都庁2020アクションプラン」として策定

## <都庁2020アクションプランの取組内容(抜粋)>

※ 警視庁、東京消防庁を除く都庁全局が対象

取組項目	取組内容(いつ・どのくらい)
オフピーク通勤の実施	本庁職員の約半数(5,000人程度)が時差出勤・テレワーク等を実施
研修等の実施時期の変更	大会期間中に職員研修の実施を避けるよう研修計画を策定
庁有車利用の抑制	本庁・事業所全てで利用を控え、利用が必要な場合も高速道路等避ける
備品・コピー用紙等の納品時期変更	大会前にまとめて納品し、本庁・事業所含む約900箇所への納品ゼロ
コピー用紙・ごみの削減	会議資料の電子化、ごみ搬出前・後倒しによりごみ総量約40%削減を目指す
都庁発注工事の調整[追加]	大会関係地域等で、工事の発注時期等を調整する。… 別紙 (※その年に必要な工事を着実に実施することを前提)

通勤時など  
鉄道混雑  
を緩和!

臨海部など  
道路混雑  
を緩和!

※緊急の場合や業務上実施が不可欠な場合等は除く

大会1年前の本番テストとして、今夏に各局でアクションプランの取組を大会時を想定して実施

### <2019年夏の取組>

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
9/1	2	3	4	5	6	7

#### スムーズビズ推進期間

○時差出勤・テレワーク等を実施(※集中取組中は大会時と同程度の規模を想定して実施)

#### 集中取組期間①(リハビリ期間に相当)

○庁有車利用を控える  
○コピー用紙・ごみの削減

#### 集中取組期間②(パブリック期間に相当)

○備品やコピー用紙等の納品ゼロ(前倒し)  
○工事車両の出入り時間の調整など 等

※今後、取組の詳細を詰めていく

- ◆効果や課題等を検証し、大会開催時に向けた取組に反映
- ◆都庁の取組を企業に示し、アクションプランの作成・取組をお願いしていく

取組項目	内容	いつ	どのくらい
年休・夏休の計画的取得	職員(都立学校教員を含む)に、年休と夏休の計画的な取得を推奨する。	大会時まで	職員(知事部局等・公営企業)約4万人、都立学校教職員約1.6万人へ呼びかけ(※1)
時差出勤・フレックスタイム・テレワークの実施	大会期間中にオフピーク通勤を実施する。(テレワークや時差出勤、フレックスタイム等) テレワークについて、大会関連業務や都民との直接対応が必要な職員を除いた本庁職員(本庁職員の約半数の5,000人程度)が週1回以上実施する。	・オリンピック期間(2020年7月24日から8月9日まで)の平日 ・パラリンピック期間(2020年8月25日から9月6日まで)の平日	都庁本庁職員の約半数(5,000人程度)が実施(出先事業所における実施可能な取組も検討) 都庁本庁職員の約半数(5,000人程度)が週1回以上実施
計画的な業務執行による期間中の移動の回避	競技会場が集中する臨海部や競技会場周辺等への出張や現場視察等のほか、会議を大会前後に実施するなど、大会期間中の実施を控える。 大会期間中は、事業者の来訪を受けないよう業務の調整を図る。 都民に送付する文書を大会前後に郵送するなど、期間中の送付を避ける。 他自治体等からの行政視察等に関して、大会期間中を避けるよう日程変更の協力依頼を行う。	・オリンピック期間(2020年7月24日から8月9日まで) ・パラリンピック期間(2020年8月25日から9月6日まで)	都庁各局の本庁・出先事業所における業務全般(※2) 本庁・出先事業所における業務で調整が可能なもの(※2) 時期の調整が可能な文書(※2)
都主催イベント等の実施時期の変更	例年7月中旬から9月上旬に実施しているイベント・見学会・講習会等を大会前後に実施するよう関係者調整を進める。	2019年4月から大会時まで調整	都庁各局で実施するイベント・見学会・講習会等全般(※2) <イベント例> 都民参加型イベント、体育大会、都立図書館主催の講演会など
研修等の実施時期の変更	例年7月中旬から9月上旬に実施している研修を、大会期間中の実施を避けるよう2020年度の研修計画を策定する。	2019年度中に調整、2020年5月頃までに決定	職員研修すべて(※2) <参考> H31年度の同時期にテレコムセンターで実施予定の研修(約2,200人)
庁有車利用の抑制	大会期間中は、庁有車の利用を控える。利用する場合も高速道路の利用を控え、競技会場周辺等を避けたルートを通行する。	・オリンピック期間(2020年7月24日から8月9日まで) ・パラリンピック期間(2020年8月25日から9月6日まで)	都庁各局の本庁・出先事業所における業務全般(※3)

- ※1 大会関連業務に従事する職員は除く
- ※2 緊急の場合や業務上やむを得ない場合、実施が不可欠な場合は除く
- ※3 緊急車両や危機管理上必要がある場合、業務上やむを得ない場合等は除く

取組項目	内容	いつ	どのくらい
備品やコピー用紙、広報誌等の納品時期の変更	在庫管理を徹底し、事務用品全般やコピー用紙を大会前にまとめて納品することで、大会期間中に納品しない。	・オリンピック期間 (2020年7月24日から8月9日まで) ・パラリンピック期間 (2020年8月25日から9月6日まで)	都庁各局の本庁・出先事業所含む約900箇所へ納品しない。(※2) 【参考】平成29年度の同期間における都庁本庁舎のコピー用紙納品箱数箱(推計):約6,700箱(※4)
	広報誌やチラシ・パンフレット、ポスター等の印刷物を大会前後に納品するなど、大会中に納品しないよう調整を図る。	大会時まで随時調整	都民向け広報誌や職員向け冊子など全般(※2)
コピー用紙・ごみの削減、水筒・弁当箱持参等の推奨	大会期間中のごみ総量を削減する。 ・会議資料の電子化、両面コピーの徹底、資料の最低限印刷等により、コピー用紙の使用量を削減し、紙廃棄量を抑制 ・古紙(雑誌・段ボール等)やシュレッダー紙等を大会前後にまとめて搬出し、大会中の搬出を控える ・水筒・弁当箱の持参を職員に呼びかける	・オリンピック期間 (2020年7月24日から8月9日まで) ・パラリンピック期間 (2020年8月25日から9月6日まで)	都庁各局の本庁、出先事業所で実施(期間中に発生するごみ総量を、例年同時期と比較して約40%削減を目指す) 【参考】平成30年7月の都庁舎におけるごみ総量:約87t
各局と連携した企業や団体等へのTDMの周知	都の政策連携団体や関係事業者のほか、イベントや会議等の参加企業に、TDMチラシ等を配布し、「2020TDM推進プロジェクト」の登録や交通混雑緩和の協力を呼びかける。	大会時まで実施	都の全33の政策連携団体 都庁各局等の関係事業者全般 イベントや会議等の参加企業
都施設等での来庁者へのTDMの周知	都民が訪れる都施設や都庁各局の受付窓口等で、TDMチラシの配布やポスターの掲示等により、大会時の交通混雑緩和に向けた周知を実施する。	大会時まで実施	都民が訪れる都施設や受付窓口など全般 <都施設の例>都営地下鉄駅構内、都バス車内、都税事務所、都内市場、都立公園・海上公園、都立図書館、都議会PRコーナー、都立スポーツ施設など
都庁発注工事の調整	大会関係地域等(会場周辺や大会関係者輸送ルート、観客輸送ルート、重点取組16地区等)において、路上工事の調整に関する具体策を検討し実施する。(発注時期調整、夜間振替、一時休止等)	・オリンピック開会式前日から開会式翌日まで(2020年7月23日から8月10日まで) ・パラリンピック開会式前日から閉会式翌日まで(2020年8月24日から9月7日まで)	都庁発注の道路工事・企業者路上工事全般が対象(※5)
	競技会場や大会関係者輸送ルート等がない区部や多摩地域(圏央道内側)において、工事関係車両の削減に関する具体策を検討し実施する。(発注時期調整、工事車両の出入り時間の調整、夜間振替等)	・オリンピック期間(2020年7月24日から8月9日まで)の平日 ・パラリンピック期間(2020年8月25日から9月6日まで)の平日	都庁発注の道路工事・企業者路上工事、その他公共工事全般が対象(※5)

※2 緊急の場合や業務上やむを得ない場合、実施が不可欠な場合は除く

※4 H29年度の本庁舎におけるコピー用紙使用箱数80,284箱より推計

※5 その年に必要な工事を着実に実施することを前提に調整。緊急工事や沿道建物へのライフライン供給工事、調査、清掃等は除く。

東京2020大会開催時における都庁発注工事の調整に関する取組方針

1. 目的

- ① 路上工事によるボトルネック回避(大会関係地域等)
- ② 工事から発生する車両数の削減(都内全域)

2. 都庁発注工事の考え方

- その年に必要な工事を着実に実施することを前提
- 都庁各局発注工事を調整

3. 工事調整の手法

- (A) 工事発注時期の調整 (B) 工事の一時休止
- (C) 工事車両出入りをコアタイム\*外又はE重点取組16地区\*で振替等
- (D) 工事を夜間(コアタイム\*外)に実施
- \*コアタイムとは、交通混雑が発生しやすい7時~19時(更なる精緻化有)及び、競技会場周辺・OR/Nにおける競技前3時間~競技後1時間
- (E) 混雑回避

4. 対象期間

- ① 路上工事 計34日間
- ② 車両数削減 計19日間(TDM重点取組期間)

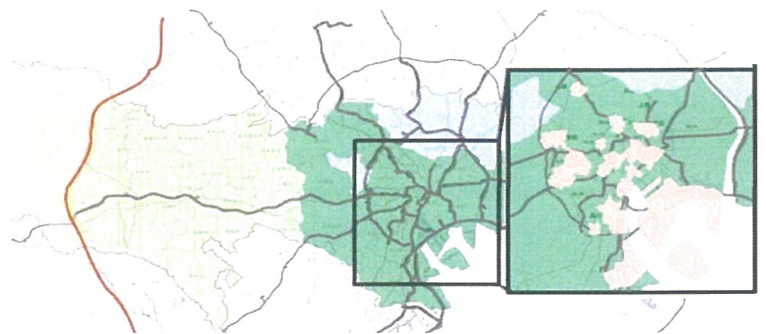
日	月	火	水	木	金	土
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25
					オリ開会式	
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
オリ開会式						
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29
8/30	8/31					9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
パラ開会式						

5. 対象工事

- 対象は「工事」(工事請負費で実施するもの)
- ※ 緊急対応工事や沿道建物へのライフライン供給工事、清掃等は対象外

6. 対象地域と取組

- 地域を限定し、きめ細かく対応



	多摩地域(圏央道外)	多摩地域(圏央道内)	区部(会場/OR/N等無し)	区部(会場/OR/N等有り)	大会関係地域(会場周辺 観客輸送ルート、重点16地区 OR/N等)
路上工事	E 大会関係地域を通行しない等	混雑回避	② 車両数削減	① 路上工事を避ける	
企業者路上工事			A 発注時期調整 C 工事車両出入り振替 D 夜間実施/振替 (E 大会関係地域を通行しない) 等	A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間実施/振替	
公共工事(路上工事以外)				② + B 一時休止	

※ OR/N等は2019年3月末時点の公表資料を基としている

7. 今後の対応

- 都庁各局で取組方針に沿って具体策を検討、実施

取組項目	大会時を見据えた取組	いつ	どのくらい
年休・夏休の計画的取得	年休と夏休の計画的な取得を推奨	集中取組期間中（予定）	職員（知事部局等・公営企業）約4万人、都立学校教職員約1.6万人へ呼びかけ
時差出勤・フレックスタイム・テレワークの実施	オフピーク通勤を実施（テレワークや時差出勤、フレックスタイム等）	スムーズBiz推進期間中（予定）	そのうち集中取組期間中は大会時と同程度の規模を想定して実施（出先事業所における実施可能な取組も検討）
計画的な業務執行による期間中の移動の回避	臨海部や競技会場周辺等への出張や現場視察等のほか、会議の実施時期を調整	集中取組期間（①または②の期間）	本庁・出先事業所における業務全般（※1）
都主催イベント等の実施時期の変更	期間中のイベント・見学会・講習会等の実施時期の調整	集中取組期間（①または②の期間）	実施時期の調整が可能なもの
研修等の実施時期の変更	期間中の研修の実施時期の調整	集中取組期間（①または②の期間）	実施時期の調整が可能なもの
庁有車利用の抑制	緊急業務や利用が不可欠な業務等は除き、庁有車の利用を控える。	集中取組期間（①または②の期間）	本庁・出先事業所における業務全般（※2）
備品やコピー用紙、広報誌等の納品時期の変更	事務用品全般やコピー用紙を期間中に納品しない	集中取組期間中	都庁各局の本庁・出先事業所を含む約900箇所へ納品しない（※1）
コピー用紙・ごみの削減、水筒・弁当箱持参等の推奨	期間中のごみ総量を削減 ・ 会議資料の電子化、両面コピーの徹底、資料の最低限印刷等により、コピー用紙の使用量を削減 ・ 古紙（雑誌・段ボール等）やシュレッダー紙等を期間前後にまとめて搬出 ・ 水筒・弁当箱の持参を職員に呼びかけ	集中取組期間中	都庁各局の本庁、出先事業所で実施
都庁発注工事の調整	早朝や夜間での工事車両出入りや、工事車両数の削減に向けた取組呼び掛け等、大会時に向けた調整を実施	集中取組期間中	実施日に現場が稼働している都庁発注工事のうち、受注者の協力が得られるもの

- ※ 今後、取組の詳細を詰めていく
- ※ 1 緊急の場合や業務上やむを得ない場合、実施が不可欠な場合は除く
- ※ 2 緊急車両や危機管理上必要がある場合、業務上やむを得ない場合等は除く

- ◆スムーズBiz推進期間：2019年7月22日（月）～9月6日（金）
- ◆集中取組期間①：2019年7月22日（月）～8月2日（金）  
（オリンピック開催期間に相当）
- ◆集中取組期間②：2019年8月19日（月）～8月30日（金）  
（パラリンピック開催期間に相当）

※土日は除く（参考③参照）

## 「スムーズBiz推進期間」スケジュール

### 2019年カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	スムーズBiz推進期間				20
21	集中取組期間①（7/22～8/2）					27
28						3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	集中取組期間②（8/19～8/30）					24
25						31
9/1	2	3	4	5	6	7

### (参考)2020年カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/19	20	21	22	23	オリンピック期間（7/24～8/9）	
16	17	18	19	20	21	22
23	24	パラリンピック期間（8/25～9/6）				
7	8	9	10	11	12	

令和元年 6 月  
品川区土木管理課 境界確定係

## 品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点・境界標等について

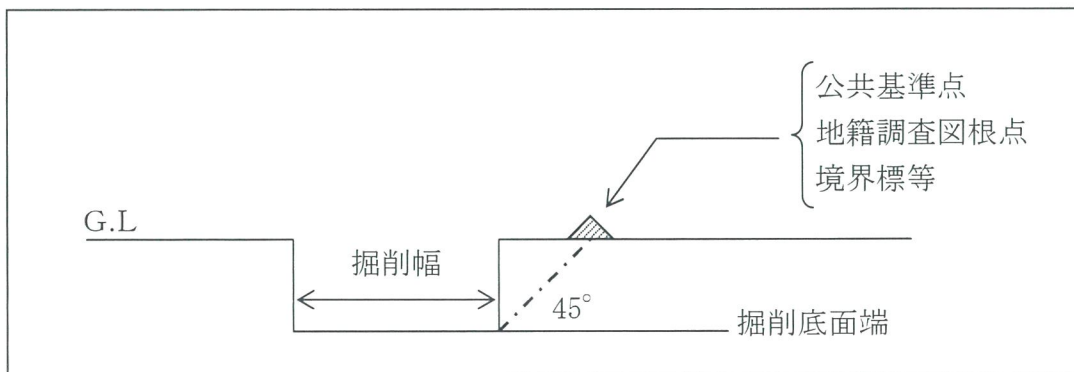
日頃より、品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点・境界標等の保全にご協力いただきありがとうございます。

掘削工事等において公共基準点・地籍調査図根点・境界標等に近接または支障がある場合は、工事施工前に土木管理課 境界確定係と協議をお願いします。

近接または支障がある場合とは

- (1) 掘削工事等において、掘削底面端より  $45^{\circ}$  以上の位置（図 1）に公共基準点・地籍調査図根点・境界標等の一部がある場合の工事。
- (2) 車両および重機等の振動が公共基準点・地籍調査図根点・境界標等に影響を及ぼすと思われる工事。
- (3) その他公共基準点・地籍調査図根点・境界標等に支障があると思われる工事。

図 1



協議の対象となる公共基準点・地籍調査図根点・境界標等は、品川区防災まちづくり部 土木管理課の道路台帳閲覧窓口で確認できます。

※裏面の写真を参考にしてください。

連絡先

品川区防災まちづくり部

土木管理課 境界確定係

電話 03-5742-6787

【参考】品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点・境界標等

	<p>品川区 3 級基準点 (2 級基準点も同形状)</p> <p>品川区 3 級基準点節点</p>
	<p>品川区 4 級基準点</p>
	<p>地籍調査の図根点</p>
	<p>街区三角点 三角点節点</p>
	<p>街区多角点 街区多角節点</p>
	<p>境界・道路区域の標識</p>
	<p>地籍調査の標識</p>

※ その他、「品川区」の文字やマークの入った境界標があった場合は、掘削作業前に品川区土木管理課 境界確定係まで確認をお願いします。

課長	係長	係員

第5号様式(第9条関係)

**公共基準点付近での工事施行届出書**

年 月 日

品川区長 へ

住所  
届出者  
氏名

公共基準点付近での工事について下記のとおり届出します。

工事名			
工事場所			
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事請負者名			
	担当者名		電話
測量者名			
	担当者名		電話
基準点番号			
添付資料	1案内図 2引照点図 3写真 4測量資料 5その他		



課 長	係 長	係 員

第6号様式(第10条関係)

### 公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

品川区長 あて

住 所

報告者

氏 名

公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので下記のとおり報告します。

工 事 名			
工 事 場 所			
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工 事 請 負 者 名			
	担当者名		電話
測 量 者 名			
	担当者名		電話
基 準 点 番 号			
添 付 資 料	1案内図 2引照点図 3写真 4測量資料 5その他		

課長	係長	係員

第10号様式(第12条関係)

### 公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

品川区長 へ

住 所

申請者

氏 名

品川区公共基準点の一時撤去・移転について、下記のとおり申請します。

一時撤去・移転理由			
工 事 場 所			
基 準 点 番 号			
一時撤去・期間	年 月 日 ~	年 月 日	
移 転 の 時 期	年 月 日 頃		
工 事 請 負 者 名			
	担当者名		電話
備 考			

第11号様式(第12条関係)

第 号 年 月 日	
様  品川区長	
<b>公共基準点(一時撤去・移転)承認書</b>	
申請のとおり公共基準点の(一時撤去・移転)を承認します。	
承認事項	
工事場所	
基準点番号	
一時撤去期間	年 月 日 ~ 年 月 日
移転の時期	年 月 日頃
承認条件 1 測量標設置は、品川区標準構造図に定めた構造とします。 2 支給材が必要な場合は、土木管理課へ連絡してください。 3 測量標設置完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書を提出し、品川区の検査を受けてください。 4 検査に合格したときには、速やかに品川区へ公共基準点を引き渡すこととします。 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て土木管理課と協議してください。	
区担当連絡先	品川区防災まちづくり部土木管理課境界確定係 電話03-5742-6787

本件の担当を命ずる	課 長	係 長	担 当 者

年 月 日

品川区防災まちづくり部土木管理課長 あて

申 請 者  
社名・住所  
電 話  
担当者名

印

事業発注者  
社名・住所  
電 話

印

## 支 障 境 界 石 等 の 立 会 申 請 書

1. 申請箇所                    品 川 区                    丁目                    番

2. 路線番号

3. 申請理由

4. 工事期間                    年   月   日   ～                    年   月   日

5. 立会月日                    事前に担当者と調整する。

6. 添付書類
- (1) 現地案内図
  - (2) 点の記等、測定記録
  - (3) 土地境界図等
  - (4) 支障となる境界石の写真

(進め方について)

- ① 境界石が工事などにより一時撤去の必要がある場合、または工事の影響により変動が予想される場合、境界石の点の記図等、測定記録を提出して、これに基づき現場立会をする。
- ② 境界石を復旧した後は、速やかに担当者に立会を求め確認を得る。
- ③ 復旧に関する費用は、原因者負担となる。区管理の境界標材が必要な時は支給する。

問合せ先 品川区防災まちづくり部土木管理課境界確定係  
電話 03-5742-6787

年 月 日

品川区防災まちづくり部土木管理課長 あて

申請書番号 品防土・支第 号  
申請年月日 年 月 日

**申請者**

社名・住所

印

電話

担当者名

**事業発注者**

社名・住所

印

電話

**支障境界石等の確認報告書**

1. 申請箇所 品川区 丁目 番

2. 路線番号

3. 申請理由

4. 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 確認月日 年 月 日

6. 添付書類

- (1) 現地案内図
- (2) 点の記等、測定記録
- (3) 土地境界図等
- (4) 確認した支障境界石の写真

(進め方について)

- ① 境界石を復旧した後は、速やかに担当者の確認を得る。
- ② 復旧に関する費用は、原因者負担となる。区管理の境界標材が必要な時は支給する。

問合せ先 品川区防災まちづくり部土木管理課境界確定係  
電話 03-5742-6787